

年末年始の夜間・休日診療について

年末年始に比較的軽い症状の病気やけがで困ったときは、「夜間休日急患（歯科）診療所」をご利用ください。ご利用の際は、事前に電話をしてから受診してください。
また、12月の一次救急医療機関情報は42ページに記載しています。

診療時間 診療日	夜間休日急患診療所			休日急患歯科診療所	
	昼間		夜間	午前	午後
	午前	午後	午後		
12月29日(水)・30日(木) 令和4年1月4日(火)～7日(金)	—	—	7時～10時	—	—
12月31日(金)～ 令和4年1月3日(月)	10時～正午	1時～5時	6時～9時	10時～正午	1時～4時

※各時間とも、受付時間は診療開始15分前から診療終了15分前までとなります。

※夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所の南側に夜間休日対応院外薬局（3薬局）があります。

■問い合わせ先

夜間休日急患診療所 ☎(39)8880 / 休日急患歯科診療所 ☎(39)8881
小山市神鳥谷2251-7（小山市健康医療介護総合支援センター内）



年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

「マナーアップ！あなたが主役です」 期間 12月11日(土)～31日(金)

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもを交通事故から守るため、社会全体で子どもを見守る活動が重要です。

家庭や地域社会を通じ、児童や生徒の通学時間帯の安全確保や交通安全指導を徹底するとともに、日常生活を通じ、自転車乗用時のヘルメット着用や自動車乗車時のチャイルドシート等の確実な着用を徹底しましょう。

高齢者は、身体能力の変化が運転に及ぼす影響を理解することが重要です。自動ブレーキやペダルの踏み間違い時加速抑制装置の搭載された車両への乗り換えも有効です。運転免許証の自主返納も検討しましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は、とても悪質で危険な犯罪です。1人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志をもち、飲酒運転を根絶しましょう。

翌日に車を運転する予定があるときは、飲酒時間や飲酒量を考慮しましょう。夜遅くまで飲酒したときは、体内にアルコールが残っている可能性がありますので、翌朝の車の運転は控えましょう。

安全運転の励行

妨害運転（あおり運転）も、悪質で危険な犯罪です。自動車を運転するときは、交通ルールの遵守とあわせて、歩行者や他

の車両に対する優しさと思いやりをもち、正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

特に、横断歩道では歩行者優先です。注意しましょう。

「ライト4（フォー）運動」

夕暮れ時は、視認性の低下による交通事故が増加します。

特に年末は、注意力の散漫による見落としや、発見の遅れによる死亡事故を防止するため、前照灯を午後4時に点灯しましょう。夜間に走行するときは、交通量の多い市街地などを除き、原則ハイビーム走行を徹底しましょう。

また、歩行者も、反射材用品を着用しましょう。

年末年始を安全・安心に

年末年始は、なにかとあわただしいものです。そんな隙を、犯罪者が狙っています。

近年、振り込め詐欺や架空請求詐欺などが急増しています。下野市でも被害が発生していますので「自分は大丈夫」と思わず、注意しましょう。

被害にあわないための注意点

- ◆電話でお金を要求されたら、まず一度電話を切り、周りの人に相談しましょう。
- ◆「電話番号が変わった」「携帯電話が故障した」は詐欺です。前の番号に1度かけてみましょう。
- ◆お金を用意する前に、親族しか知りえない情報で、必ず本人であることを確認しましょう。
- ◆普段から連絡をとり合ひましょう。